

令和7年度 横浜市こども青少年局こども家庭課
会計年度任用職員（福祉資金の貸付補助業務）（月額職）募集要項

1 業務内容

母子父子寡婦福祉資金の貸付事業における申請受付及び審査等の補助業務

【具体的な業務内容】

- (1) 電話による問合せ・ひとり親支援に関する相談への対応
- (2) 面談による申請受付の対応
- (3) 申請書類の内容確認、システム入力
- (4) 貸付業務に必要な事務（郵便物の仕分け・発送、送付書類作成、PCデータ入力・加工等）
- (5) その他、所属長が必要と認める業務

※大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 応募要件

- (1) パソコンの操作（ワード・エクセルの基本操作）ができること
- (2) 電話・窓口対応ができること
- (3) 社会福祉職（※）の資格またはそれに準ずる相談支援業務の経験があること

※「社会福祉職」とは次のいずれかに該当する者をいう

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者

イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

ウ 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を履修し、卒業した者

3 募集人数

1名

4 勤務条件及び報酬

(1) 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※任用後1か月間は、条件付き採用となり、1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで、条件付き採用の期間が延長されます。

(2) 勤務時間等

9時00分～16時00分、休憩時間12時～13時

(3) 勤務日

日曜日、土曜日及び祝日、年末年始を除く週5日

(4) 勤務場所

こども青少年局こども家庭課

（横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階）

(5) 給与

ア 月額196,600円（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。）

イ 賞与・勤勉手当（横浜市基準に従い支給）

ウ 交通費 実費支給（ただし、上限あり（月額55,000円））

(6) 休暇

年次休暇、夏季休暇等

(7) 社会保険

横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

(8) その他

勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

(1) 提出書類（様式はウェブページよりダウンロードしてください）

ア 会計年度任用職員申込書

イ 応募要件の資格を有していることを確認できる書類（写し可）

※申込書類は返却しません。また、いただいた個人情報、採用選考においてのみ使用します。

※現在、就職中の場合や役員の地位にある方は、必ず申込書に記載をお願いします。

(2) 書類提出期限（郵送または持参にてお申込みください）

令和7年3月4日（火）（郵送の場合は必着、持参の場合は同日17時00分まで）

持参（受付時間：月～金（年末年始・祝日を除く） 午前8時45分～午後5時）

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 福祉資金貸付事務採用担当

6 選考日程

(1) 書類選考

令和7年3月5日（水）

選考結果については、令和7年3月6日（木）以降、合否に関わらず書面で通知します。

(2) 面接日

令和7年3月11日（火）、3月12日（水）指定する日時

※集合時間等の詳細は別途連絡します。

(3) 合否結果通知 令和7年3月18日以降に書面で通知します。

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。（お問い合わせにはお答えできません。）

8 雇入時健康診断

雇入れ時に健康診断を受診していただきます。詳細は、内定された方にお知らせします。

9 停止条件

令和7年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

10 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 担当：三浦、高橋

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925